

「訪問購入」をする事業者との契約は 慎重にしましょう！

＜相談事例＞

3か月前に自宅玄関のインターホンが鳴り、モニターに映った女性が「貴金属の査定で、この近所を回っている」と言うので、玄関に招き入れると、後ろから男性も入って来た。「査定だけでもよい」と言うので、アクセサリーの箱を見せた。すると「他にはないのか」と言うので、なんだか馬鹿にされたような気持ちになり、義姉の形見の指輪を見せてしまった。それから求められるままに、書面に署名をし、運転免許証を見せ、3万円を受け取った。茫然としている間に指輪を持って行かれたが、兄の話では50万円で購入したらしく、指輪を取り返したい。
(70歳代女性)

＜アドバイス＞

- 自宅で購入を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することは禁じられています。家には入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で連絡を受けた場合でも、消費者が事前に承諾した品以外の売却を求めることはできません。
突然「貴金属はないか」と言われても、きっぱり断りましょう。
- 訪問購入は、法律で定められた書面を受け取った日から（8日間）クーリング・オフができます。
- 困ったとき、不安なときは、消費生活センターに相談してください。



北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん